

高松市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成21年8月14日

高松市監査委員 谷本繁男
同 吉田正己
同 山下稔
同 辻正雄

平成21年度定期監査結果報告等について

第1 産業経済部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成20年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
産 業 経 済 部	商 工 労 政 課 観 光 振 興 課 農 林 水 産 課 土 地 改 良 課 (地 籍 調 査 室) 競 輪 局 事 業 課 中 央 卸 売 市 場 業 務 課	平成21年4月1日 から同年6月5日ま で

(2) 監査の方法

平成20年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、競輪局事業課の第8回東西王座戦イベント等業務ほか2件および中央卸売市場業務課の高松市中央卸売市場青果棟電気室変圧器増設工事ほか4件に係る見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

（競輪局事業課、中央卸売市場業務課）

イ 基金運用利子の受入に係る決裁行為を適正にすべきもの

平成20年度高松市中小企業勤労者福祉共済基金運用利子の受入れについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1財務会計の表第4項の規定に基づき、部長までの決裁を受けなければならないが、課長決裁により事務処理されているので、今後、同様の決裁を起案する場合は、これらの規定に基づき正当な決裁権者までの決裁を受けられたい。

(商工労政課)

ウ 業務委託の契約手続を適正にすべきもの

平成20年度栽培漁業推進業務委託および平成20年度重要稚仔放流業務委託に係る見積徴取通知書では、「見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって決定金額とする」と通知しているにもかかわらず、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算しないまま契約を締結しており、事務処理上、適正性に疑義を生じかねないので、今後、同種の契約事務を執行するときは、見積徴取通知書および見積書の整合性を図るため、業者に対し、見積金額に係る消費税および地方消費税の取扱いを明確に示すなど、見積内容の周知徹底を行い、見積徴取手続が適正なものとなるよう事務処理方法を見直されたい。

(農林水産課)

エ 補助事業の収支精算書を適正に提出させるべきもの

単独市費補助土地改良事業補助金については、高松市土地改良事業補助規程第3条に基づき、事業を承認し、補助金交付指令書(様式第2号)で、交付指令をしているが、同指令書では、事業のしゅん工後、速やかに収支精算書を提出しなければならない旨規定されているが、単独市費補助土地改良事業の菅沢宮の谷農道補修工事補助金ほか2件については、収支精算書の提出を受けていないので、今後、同種の補助事業がしゅん工したときは、速やかに収支精算書を提出させるよう、補助金交付申請者を適切に指導されたい。

(土地改良課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 補助事業の精算事務について

平成20年度「海の月間」行事实施事業に係る補助事業等実績報告書には、その関係書類として収支決算書等を添付しているものの、当該報告書の提出日および精算日以降の日付が記載されていることから、今後は適正な書類を提出させた後、精算事務を行われたい。

(観光振興課)

(2) 補助金の見直しについて

平成20年度「海の月間」行事实施事業補助金については、他の自治体と支出科目の統一が図られていないので、交付団体と協議を行う中で、支出科目を見直すほか、次年度繰越金額が前年度繰越金額を上回っていることから、高松市補助金等交付システム見直し基準に基づき、交付金額の見直しや、交付の必要性を検証するなど、適正な交付に努められたい。

(観光振興課)

第2 行政委員会等定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成20年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象	期 間	
局 課 等	事 務	
監 査 事 務 局 監 査 課 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 選 挙 課 公 平 委 員 会 農 業 委 員 会 事 務 局 農 政 課 市 議 会 事 務 局 総 務 調 査 課 ・ 議 事 課	平成20年度の事務 の執行および財務に 関する事務の執行	平成21年4月1日 から同年6月5日ま で

(2) 監査の方法

平成20年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象局課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 起案に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市文書規程第15条では、起案は、事案の件名、起案理由等を統合文書管理システムに登録し、同システムから出力された起案用紙を用いて行わなければならないと規定しているが、平成20年度（第65回）全選連四国支部定期総会の出席者負担金に係る支出伺決裁ほか4件では、同システムで出力した起案用紙を使用していないので、今後は、同規定に基づき、必要事項を同システムに登録するなど、適正に事務処理されたい。

（選挙管理委員会事務局選挙課）

イ 收受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

香川県からの平成20年5月19日付け「平成20年度香川県農畜産業等交付金（強い農業づくり交付金）の交付決定について」の通知については、同年7月29日に受理したものを、平成21年3月4日起案の概算払請求および受入れ伺決裁に証書として添付しているが、当該通知を受理した際、専決者までの決裁を受けていないので、今後、同種の通知を受理した場合には、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第1項の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

（農業委員会事務局農政課）

ウ 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記入することとされ、また、同手引の第5章第3節第4項では、起案用紙の「公開・非公開の区分」欄に公開と判断されないものについて、「部・時・非」のいずれかを表示するとともに、判断基準から理由を選び、その記号を記入することとされているが、市議会事務局の各種伺決裁の起案用紙には、内容に個人情報が含まれているにもかかわらず、「公」と記入されているものおよび「部・時・非」と記入はされているものの、非公開の理由の記号が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起

案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(市議会事務局総務調査課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 県外出張における日当支給について

平成19年9月11日付けの人事課長通知では、同年10月以降の県外出張の際、外郭団体等から昼食の提供がある場合は、日当を半額に調整し支給するとしているが、平成20年度の出張命令簿の中に、当該事項について明確にされないまま決裁しているものが見受けられた。

今後、県外出張においては、当該事項の事前確認を行うとともに、それが行えない場合は旅費精算時に確認を行うなど、事務処理の明確化を図られたい。

(選挙管理委員会事務局選挙課)

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 收受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

補助金等の交付申請者から提出された着手届、完了届、しゅん工届、決算書、精算書および実績報告書ならびに委託業務の受託者から提出された完了届の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、香川の漆器まつり補助事業に係る着手届等については、受理に係る決裁を受けていないので、今後、着手届等を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年4月9日）

香川の漆器まつり補助事業における補助金の交付申請者から提出された着手届等の取扱いについては、高松市事務決裁規程に基づき、受理に係る決裁を受けるよう、平成18年度から適正に処理するこ

ととした。

(産業経済部商工労政課)

2 補助金交付に伴う事業報告書を提出させるべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市中小企業振興条例第4条の規定に基づく補助金の交付を受けた場合には、申請者は、同条例第7条第3項および同条例施行規則第6条の規定に基づき、事業報告書および収支決算書を事業完了後遅滞なく市長に提出しなければならないが、商店街共同施設事業補助に係る報告については、申請者から収支決算書が提出されているものの、事業報告書は提出されていないので、今後、同様の補助金を交付する場合には、申請者に対し、これらの規定に基づく書類を提出させるよう指導されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年4月9日）

商店街共同施設事業補助に係る事業報告書および収支決算書については、高松市中小企業振興条例に基づき、事業完了後遅滞なく提出するよう、平成18年度から補助金の交付申請者に対し適正に指導することとした。

(産業経済部商工労政課)

3 補助事業等実績報告書を適正に提出させるべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市補助金等交付規則第8条では、補助金交付申請者は、補助事業の完了の日から起算して20日以内に補助事業等実績報告書に収支決算書等を添えて、市長に提出しなければならないと規定しているが、あじストーンフェア2007の補助金交付に係る補助事業等実績報告書、収支決算書等については期限後に提出されていたので、今後、同種の補助金を交付した場合には、同規定を遵守するよう補助金交付申請者を指導するなど適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年4月9日）

あじストーンフェアに対する補助金の交付に係る補助事業等実績報告書および収支決算書等については、高松市補助金等交付規則に基

づき，補助事業完了の日から起算して20日以内に提出するよう，平成20年度から補助金交付申請者に対し適正に指導することとした。

(産業経済部商工労政課)

4 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について(通知)」により，見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は，前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず，高松市役所庁舎北駐輪場ミツバチ駆除業務委託の見積徴取伺決裁では，改定前のものが用いられていたため，今後，同種の契約を締結しようとする場合には，適正な見積業者等一覧表を作成し，決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成21年4月21日)

見積徴取伺決裁に付ける見積業者等一覧表について，改定前の様式を使用していたものについては，適正な様式を使用し，決裁に添付するようにした。

(財務部財産活用課)

5 物品完納届等の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

物品供給契約の相手方から提出された物品完納届および業務委託契約の相手方から提出された完了届の受理に係る取扱いについては，高松市事務決裁規程第4条第1項，第5条第1項および別表第1文書，庶務その他の表第17項の規定に基づき，専決者(主管課長)までの決裁を受けなければならないが，環境保全課移転作業委託に係る完了届は，その受理に係る決裁を受けていないため，今後，同種の届を受理したときは，これらの規定に基づき，適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成21年4月21日)

環境保全課移転作業業務委託契約の相手方から提出された作業完了

報告書において、その受理に係る決裁を受けていなかったことについては、同種の届出があったときは、専決者の決裁を受けるようにした。

(財務部財産活用課)

6 適正な契約書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

一般廃棄物の運搬、処分等を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項および同法施行令第4条第8号の規定に基づき、委託契約書に受託者が同施行令同条第1号から第3号までの基準に該当しなくなった場合に契約解除ができる旨の条項を含めることと規定されているが、西部クリーンセンター焼却灰等積込みおよび運搬業務委託契約については、同条項が盛り込まれていない契約書により契約締結しているため、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、これらの規定に基づき適正な契約書を作成し、契約を締結されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年5月15日）

西部クリーンセンター焼却灰等積込みおよび運搬業務委託契約書について、平成21年度から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項および同法施行令第4条第8号の規定に基づき、委託契約書に、受託者が同施行令第4条第1号から第3号の基準に適合しなくなったときは、契約解除ができる旨の条項を盛り込むよう改めた。

(環境部西部クリーンセンター)

7 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされており、また、同手引の第5章第3節第4項では、公開と判断されないものについて、「公開・非公開の区分」欄に部・時・非のいずれかを表示するとと

もに、判断基準から理由を選び、その記号を記入することとされているが、財政課の伺決裁の起案用紙には、公文書公開に係る部・時・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年5月28日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果の記載については、平成20年度から起案用紙の「公開・非公開の区分」欄に公・非の事前判断結果を記入した。

（財務部財政課）

8 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改定されているにもかかわらず、平成19年度身体障害者緊急通報装置保守点検業務委託に係る見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられていたため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年6月3日）

見積業者等一覧表については、平成21年度から、平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」に基づき、前年度の実績額や見積参加業者を記載できる見積業者等一覧表の様式を用い、適正な事務処理を行うよう改めた。

（健康福祉部障がい福祉課）

9 普通財産貸付に伴う連帯保証人の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

知的障害者通所授産施設用地として社会福祉法人あゆみの会と締結している普通財産の土地賃貸借契約については、高松市公有財産事

務取扱規則第27条第2項により準用する同規則第26条第2項に基づき、借受願人に連帯保証人を立てさせ、普通財産借受願に連署させているにもかかわらず、同契約締結伺決裁には、同項ただし書に基づく連帯保証人を立てさせる必要がないと認める理由を記載しないまま、連帯保証人を立てさせずに同契約を締結しており、その後も、借受願人から提出された公有財産使用（借受）期間延長願には、連帯保証人が連署しているにもかかわらず、期間延長伺決裁等で同様の事務処理を行っているなど、連帯保証人の取扱いが伺決裁、契約書、借受願等で合致していないので、今後、同契約の契約更新等を行う場合には、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年6月3日）

普通財産の土地賃貸借契約について、契約締結伺決裁、契約書、借受願等で連帯保証人の取扱いが合致していなかったことについては、平成21年度から、高松市公有財産事務取扱規則に基づき、適正な事務処理に改めた。

（健康福祉部障がい福祉課）

10 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが、高松市児童厚生施設敷地内の電話柱、電力柱および支線の使用許可については、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、それらの伺決裁には、立てさせない理由および根拠規定を記載していないので、今後、同様の決裁を受ける場合は、これらの事項を決裁に明記されたい。

また、当該使用許可に伴い、同条第4項の規定により行政財産使用許可台帳を調整しなければならないが、高松市児童厚生施設内の電話柱等については同台帳を調整していないので、適正に事務処理さ

りたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年6月5日）

高松市児童厚生施設敷地内の電話柱、電力柱および支線の使用許可については、平成21年4月1日起案の使用許可伺決裁において、連帯保証人を立てさせない理由および根拠規定を明記した。

また、行政財産の使用許可にあたっては、行政財産使用許可台帳を調整した。

（健康福祉部こども未来課）

11 委託事業の履行確認を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

ひとり親家庭生活支援事業委託契約および母子家庭等就業・自立支援センター事業委託契約については、各委託契約書第10条の規定に基づく検査の結果、委託事業が履行されていない場合においては、前払いされた委託料のうち、正当な既履行部分相当額以外を返還させることとしているが、いずれの事業も委託契約書に基づく受託者からの報告書を受理しないまま、その成果を検査し、委託事業が適正になされたものとして確認していることから、今後、同様の契約を締結する場合には、契約条項に基づき、適正に履行確認を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年6月5日）

母子家庭等就業・自立支援センター事業およびひとり親家庭生活支援事業については、平成21年3月31日付けで事業委託先の財団法人香川県母子寡婦福祉連合会から、事業完了届等を徴取した。

（健康福祉部こども未来課）

12 同一の支払条件により算定した見積書を徴取すべきもの

(1) 改善を要する事項

自家用電気工作物保安管理業務委託料については、見積徴取通知書で支払条件を完了払としているものの、最も安価な見積金額が、前金払を前提に算定されているにもかかわらず、これを適正なものとして契約締結し、前金払で支出しているため、今後、同様の契約を

締結する場合には、同一の支払条件により算定された見積書を徴取し、契約書の支払方法等を約定する条項に見積徴取通知書の支払条件を盛り込むなど、支払方法の明確化を図るほか、受託者からの請求がその条項に基づく適正なものであることを確認の上、支出されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年6月11日）

自家用電気工作物保安管理業務委託料については、平成21年度から見積徴取通知書の支払条件に完了払のほか前金払も併記し、見積書、契約書にもその旨を記載することとした。

（環境部衛生処理センター）

13 保管転換による備品の受入処理をすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市物品会計規則第31条では、物品の保管転換をしようとするときは、所定の手続を行わなければならないと規定されているが、地域包括支援センター内にある一部備品については、同条に規定する手続が行われないうまま、保健センター等から搬入し使用されているので、今後は、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年7月1日）

備品の受入処理については、保健センターから保管転換した。

（健康福祉部地域包括支援センター）

14 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

行政財産の目的外使用許可に係る事務処理については、高松市公有財産事務取扱規則、高松市公有財産事務取扱要領、行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準および高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例に基づき、適正に事務処理しなければならないが、高松市老人センター屋島源平荘では、自動販売機設置に係る使用許可伺決裁に使用料を後納とする理由を記載していないもの、高松市ふれあい福祉センター勝賀では、自動販売機設置に係る使用許可伺決裁に連帯保証人を立てさせていない理由を記載していないものや

デイサービスセンター設置に係る使用許可申請書に添付すべき位置図・平面図等がないもの、高松市国分寺老人福祉センターでは、団体事務所使用に係る使用許可伺決裁に使用料の減免理由を記載していないものなどが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年7月8日）

行政財産の目的外使用許可に係る事務処理については、平成21年度から、高松市老人センター屋島源平荘では、自動販売機設置に係る使用料の納付を前納に改め、高松市ふれあい福祉センター勝賀では、自動販売機設置に係る使用許可伺決裁に連帯保証人を立てさせていない理由を記載し、デイサービスセンター設置に係る使用許可申請者に申請書に添付すべき位置図・平面図等を添付するように指導した。また、高松市国分寺老人福祉センターでは、団体事務所使用に係る使用許可伺決裁に減免理由を記載するなど適正な事務処理に改めた。

（健康福祉部長寿福祉課）

15 委託事業の履行確保を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市軽度生活援助事業委託契約書第2条では、高松市軽度生活援助事業実施要綱に基づき事業の実施を行わなければならないと規定しているが、受託者から提出された報告書（サービス提供記録簿等）では、同要綱第4条に規定する援助員の行うサービス内容が確認できないものや、同要綱第8条に規定する派遣日等以外にも要望に基づきサービスが行われているものが見受けられるなど、同要綱に基づく事業の実施が確保されていないので、今後は、提出される報告書の内容確認を徹底するとともに、委託事業の実態に即した要綱等を整備するなど、委託事業の適正な履行確保を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年7月8日）

高松市軽度生活援助事業については、委託事業の受託者（シルバー人材センター）に援助員の行うサービスの内容が確認できるよう、

就業報告書の様式および記入方法を改めるよう指導した。

また、委託事業の実態に即するよう、平成21年4月1日付けで、高松市軽度生活援助事業実施要綱を改正した。

(健康福祉部長寿福祉課)

第4 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 指定管理者制度に係る基本協定書の締結について

(1) 意見を付した事項

指定管理者との協定に規定されるべき内容については、公民パートナーシップ（PPP）の思想に基づき、「地方公共団体と指定管理者の対等な関係」および「両者の適切なリスク分担」の観点から、両者の関係の基礎を明確に示さなければならないが、高松市男女共同参画センターの指定管理者として非公募により選定されたNPO法人と高松市が締結した基本協定書については、本協定の目的、指定管理者の指定の意義、信義誠実の原則および緊急時の対応が明記されていないので、今後、同センターの指定管理者制度に係る基本協定書を締結する場合には、施設の設置目的を踏まえ、両者の関係の基礎が明確になるよう、協定の目的などを盛り込んだ基本協定書の締結を検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年4月24日）

平成21年度からの高松市男女共同参画センターの指定管理者として公募により選定されたNPO法人と高松市が締結した仮基本協定書については、施設の設置目的を踏まえ、両者の関係の基礎が明確になるよう、協定の目的などを盛り込んだ基本協定書を締結するように改めた。

(市民政策部企画課男女共同参画推進室)

2 補助金等交付申請書の収支予算書について

(1) 意見を付した事項

香川県人権擁護委員連合会に対する補助金交付に際し、申請書に添付されている収支予算書には、各項目に所要額は計上されているもの

の摘要欄に記載がなく、金額の算出根拠が明らかとなっていないので、今後、補助金等交付申請書に添付される収支予算書については、その積算根拠が明らかとなっていない場合は、補正を求めるなどの指導を徹底し、補助金支出の透明性や説明責任の確保に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年5月1日）

香川県人権擁護委員連合会に対する補助金交付に際し、補助金等交付申請書に添付される収支予算書については、平成21年度から、摘要欄に金額の算出根拠を記載するなど、その積算根拠を明らかにするよう指導し、平成21年4月1日付けで提出のあった申請書に添付された収支予算書に、金額の算出根拠が適正に記載されていることを確認した。

（市民政策部人権啓発課）

3 事業交付金の実績確認について

(1) 意見を付した事項

高松市西部クリーンセンター事業交付金の実績確認については、同交付金交付要綱および高松市補助金等交付システム見直し基準に基づいてなされるべきところ、西部クリーンセンター運転状況等説明会の交付金に係る実績報告書の決算書では、交付額と同額の支出状況および支出内訳として開催経費（昼食等）の記載に止まり、交付の対象となっていた事業の実績結果報告書や支出対象事業の状況など、事業内容の実績または成果を示した書類が添付されていないものが見受けられた。

交付金交付対象事業の執行実績および対象経費の精算その他の執行状況の具体的な検査・検証は、交付金支出の透明性や適法性・公正性の確保を図る上で、適正に行われるべきであり、今後においては、交付金交付申請者に対して、交付金対象事業の趣旨や事業計画書に対応した実績報告書など関係書類の提出について、より適切な指導を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年5月15日）

これまで川岡校区連合自治会が地元住民に対して開催する「西部ク

リーンセンター運転状況説明会」に対して、高松市西部クリーンセンター事業交付金交付要綱に基づき、同連合自治会に交付金を交付していたが、平成21年度から市が、直接、西部クリーンセンター運転状況等説明会を開催するよう改めるとともに、同要綱を廃止した。

(環境部西部クリーンセンター)

4 水質検査実施に伴う契約手続について

(1) 意見を付した事項

陶最終処分場等地下水および放流水の水質検査については、契約の都度、検査の信頼性が高く、国および県が指導し設立した社団法人であることを理由に選定した1者と随意契約により契約を締結しているが、これら見積徴取何決裁の中には、同一日または近接日に起案されたものが見受けられた。

業者の選定については、県内を検査区域とする水質検査機関が他にも複数あることから、競争見積合せの実施を検討するとともに、契約件数についても、事務の効率化を図る観点から、年間契約などの実施を検討されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成21年5月15日)

陶最終処分場等地下水および放流水の水質検査委託業務について、平成21年度から契約相手先が同一であるものは、決裁を集約し、年度契約を締結するよう改めるとともに、香川県を検査区域とする水質検査機関が県内外に複数あることから、競争を通じた見積金額の妥当性の検証を図るため、競争見積合せを行うよう改めた。

(環境部西部クリーンセンター)

5 補助事業の実績報告のあり方について

(1) 意見を付した事項

平成19年度地域組織活動育成事業補助金(母親クラブなどに対する補助金)に係る実績報告書では、当該補助対象経費としての妥当性や事業効果に疑義のある研修費の領収書や、内訳明細のない用品購入の領収書が見受けられたことから、今後は、同補助金の助成申請要領

に補助対象経費や領収書の記載内容を明確に規定し、事業の適正性・透明性の向上を図られたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年6月5日）

地域組織活動育成事業補助金の補助対象を明確化することや、領収書の記載内容を明示することについては、平成20年度の実績報告書で確認するとともに、平成21年5月20日付けで「地域組織活動における注意事項」に記載し、指導した。

（健康福祉部こども未来課）

6 老人保護施設入所者負担金および老人福祉電話使用料納付金に係る未収金管理について

(1) 意見を付した事項

平成13年度の老人保護施設入所者負担金および老人福祉電話使用料納付金については、調定額に対する収入未済額の割合が大きいため、収納率の向上に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年7月16日）

老人保護施設入所者負担金および老人福祉電話使用料納付金に係る未収金管理については、平成18年度から、課内において月1回の割合で収納対策会議を開催し、滞納状況や今後の重点取組事項の確認を行うなど取組体制の強化を図り、文書、電話による催告のほか、直接面談による催告を行った。

また、福祉電話の使用料納付金については、収入未済額の発生を防止するため、平成16年度から、NTTの協力を得て納付金の徴収方法を改めた。

（健康福祉部長寿福祉課）

7 時間外勤務の縮減に向けた対応策について

(1) 意見を付した事項

健康福祉部については、事務量の増加などに伴い時間外勤務が多くなっているため、今後においても、時間外勤務の縮減に向けて事務の見直しを進められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年7月16日）

時間外勤務の縮減に向けた対応策については、平成15年度から、非常勤嘱託職員の有効活用や課内における事務改善、職員の意識改革の推進、協力体制の一層の強化等により、時間外勤務の縮減に取り組んだ。

(健康福祉部長寿福祉課)

8 福祉電話使用料納付金の収入未済額の収納対策について

(1) 意見を付した事項

高松市福祉電話貸与事業実施要綱に基づく福祉電話の貸与に係る身体障害者福祉電話および老人福祉電話の使用料納付金については、平成16年度からN T Tの協力を得て、福祉電話利用者からの納付金の徴収方法の見直しによる収入未済額の発生防止や過年度滞納分の分割納付による収納など、収入未済額の収納対策が講じられているが、抜本的な解消には至っていないので、今後、より一層の実効性のある収納対策の強化に努められたい。

なお、収納対策の実施に当たっては、身体障害者福祉電話および老人福祉電話の使用料納付金の取扱部局がそれぞれ異なるものの、同一の要綱で事業運営がなされているので、その取扱部局間で、効果的な収納方法を協議するなど、協力して取り組むことも検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年7月16日）

福祉電話使用料納付金の収入未済額の収納対策については、平成18年度から課内において月1回の割合で収納対策会議を開催し、平成19年度から他課との連携についても協議した上で、滞納状況や今後の重点取組事項の確認を行うなど取組体制の強化を図り、文書、電話による催告のほか、直接面談による催告を行った。

(健康福祉部長寿福祉課)